

定 款

(2023 年 6 月 29 日改正)

ス ー パ ー バ ッ グ 株 式 会 社

ス ー パ ー バ ッ グ 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社はスーパーバッグ株式会社と称する。
英文では Superbag Company, Limited とする。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は本店を東京都豊島区に置く。

(目的)

第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 紙、セロファン、各種フィルム、合成樹脂、布および金属はくによる袋、箱ならびに容器製造
2. 印刷、エンボス、パラフィン塗布およびラミネート加工
3. 紙、紙製品および合成樹脂製品の販売
4. 文具用品、日用雑貨の販売
5. コンピューターの販売
6. コンピューターによる情報処理、コンピューターのソフトウェアの開発および販売
7. 化粧品、食料品の販売
8. 倉庫業、自動車運送事業
9. 前各号に付帯する一切の業務

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 5,763,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第11条 当社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(開催地)

第14条 株主総会は本店所在地において開催する。ただし、取締役会の決議により工場所在地または東京都各区内にて開催することができる。

(株主総会の招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主またはその法定代理人がみずから株主総会に出席できないときは、当社の議決権を有する株主を代理人と定めその議決権を行使することができる。株主または代理人はその代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 19 条 株主総会の議事は、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領および結果その他の事項を議事録に記載または記録し、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 9 名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は 6 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ③ 第 1 項の選任については累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（相談役、顧問）

第 24 条 取締役会の決議をもって相談役および顧問を委嘱することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 28 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第 34 条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

② 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員制度規程に基づくものとする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 35 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 36 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 37 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 38 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 39 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎事業年度末に決算を行う。

(剰余金の配当等)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

② 当会社の剰余金の配当（以下「配当金」という。）は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

② 未払の配当金には利息を付さない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

- 1 当社は、第 86 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第 86 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。